石狩市障がい者就労交通費助成事業のてびき（事業所の皆さまへ）

●概要

助成対象の障がい者等が施設に通所する場合、通所にかかる費用の一部を、ひと月ごとに通所施設を通じて助成します。

●対象者

石狩市に住民登録のある方で、利用する公共交通機関で運賃割引が適用にならない方

※障害者手帳をお持ちの方で運賃割引がある場合は助成対象外です。

●対象施設

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

※石狩市外の施設も含みます。

※事業所から交通費を支給している場合は、助成対象外です。

●助成内容

1日当たりの助成額は、原則、助成対象者の住居から通所施設までの往復運賃（※運賃割引が適用にならない区間のみ）の50%。

※施設に通所する際、行きは公共交通機関を利用し、帰りは家族が迎えに来ている場合や徒歩で帰宅する場合などは、片道分の交通費のみ対象となります。

●助成手続き方法

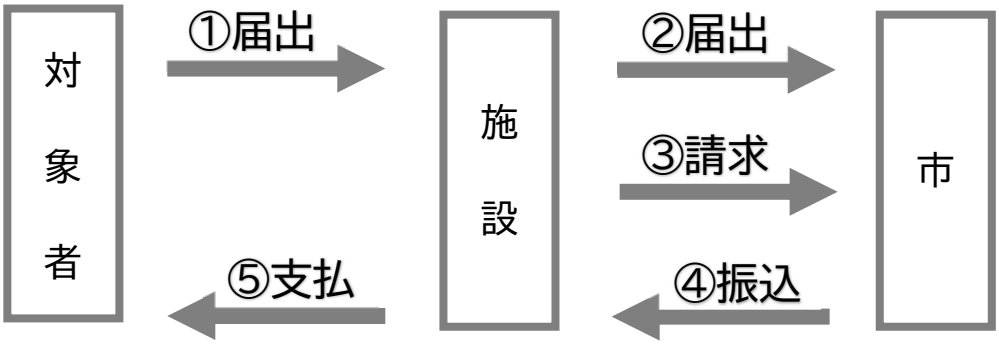

① 助成希望者（以下「対象者」といいます。）は、通所届（別記第1号様式）を、施設を運営する法人の代表者又は施設の管理者（以下「施設長等」といいます。）に届出をし、施設長等は、通所経路や所要額などを確認します。

② 施設長等は、すみやかに通所届（別記第1号様式）を障がい福祉課に提出します。

※提出は年度初回のみですが、内容に変更があった場合は随時、再提出してください。

③ 施設長等は、毎月 15 日までに、申請書（別記第2号様式）、請求書（別記第3号様式）、請求内訳書（別記第4号様式）を障がい福祉課に提出します。

④ 障がい福祉課は、施設長等口座に助成金を振り込みます。

※石狩市に口座登録のない事業所は支払金口座振替依頼書兼債権者マスタ登録票を障がい福祉課に提出してください。

⑤ 障がい福祉課から助成金の支払を受けた後、施設長等は、すみやかに対象者に助成金を支払い、請求内訳書（別記第4号様式）に受領月日を記載させます。

●その他

○ 通所先が複数ある場合は、通所先ごとに通所届を提出してください。

○ 不正に助成金を受けた場合や、不正に助成金を利用した場合は、後の助成を停止し、助成金を返還させることがあります。

○ 助成金の申請に係る帳票等を5年間保存して下さい。助成金の支給状況等について、法人または施設を調査する際に必要となります。

問合せ先
石狩市保健福祉部障がい福祉課
電話 0133-72-3194　ファックス 0133-75-2270
Eメール　syougais@city.ishikari.hokkaido.jp